

社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会（第1回、第2回）
における議論を踏まえた方向性

平成28年5月20日

1. 会計監査人候補者の選び方

- 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいものの、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などの弾力的な運用も可能とする。
- その際、複数の会計監査人候補者から提案書・見積書等を入手し、法人において選定基準を作成し、比較検討のうえ、選定することとする。
- なお、選定基準の例や選定方法については、法人に対して丁寧に周知していく。

2. 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

- 今般の会計監査人制度の導入は、法人全体の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが目的であり、法人単位の計算書類について会計監査人監査により適正性が担保されれば、その目的の達成は可能である。したがって、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。
- この際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

3. 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）

- 会計監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、計算書類等を対象として会計監査を実施する。効率的・効果的な会計監査を実施するため、法人における業務を管理運営するための法人内部の統制の仕組み（以下、「内部統制」という）の整備・運用状況についても確認を行う。
- 社会福祉法人の内部統制に関しては、公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、事業に係る内部統制のうち会計監査人が特に注力する分野としては以下のとおりとする。
 - ・ 購買プロセスに係る内部統制
 - ・ 固定資産管理プロセスに係る内部統制
 - ・ 資金管理プロセスに係る内部統制
 - ・ 人件費プロセスに係る内部統制

（注）会計監査を受ける法人の状況や公認会計士が行う監査手法等により内部統制の確認方法は様々である。

4. 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

- 社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）において、会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応として「公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等」が示されている。
- これに関しては、当該法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、財務会計に関する事務処理体制の向上や財務会計に関する内部統制の向上に係る必要な支援を選択して、専門家を活用することが考えられる。

以 上